

## 子どもの虐待とは…

親や親に代わる保護者等が、子どもに  
対して行う以下の行為をいいます。

### 身体的虐待

- 叩く、蹴る
- 投げ落とす
- 激しく揺さぶる
- やけどを負わせるなど



### 性的虐待

- 子どもへの性的行動
- 性的行為を見せる
- ポルノグラフィの被写体にするなど



### ネグレクト(養育拒否・放置)

- 適切な衣食住の世話をしない
- 学校に行かせない
- 自動車内に放置する
- 病気やケガをしても病院に連れていかない
- 保護者以外の同居人による子ども虐待を、保護者が放置するなど



### 心理的虐待

- 言葉による脅し、無視
- きょうだい間で差別する
- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など



虐待を受けたと思われる子どもがいたら…  
ご自身が、出産や育児に悩んだら…  
子育てに悩む親がいたら…

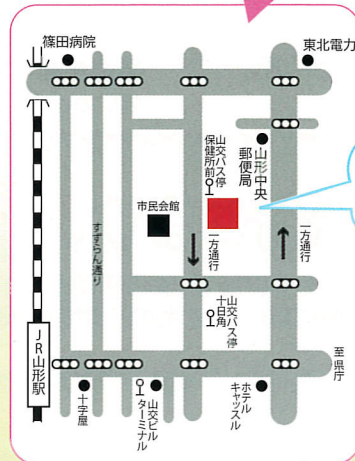
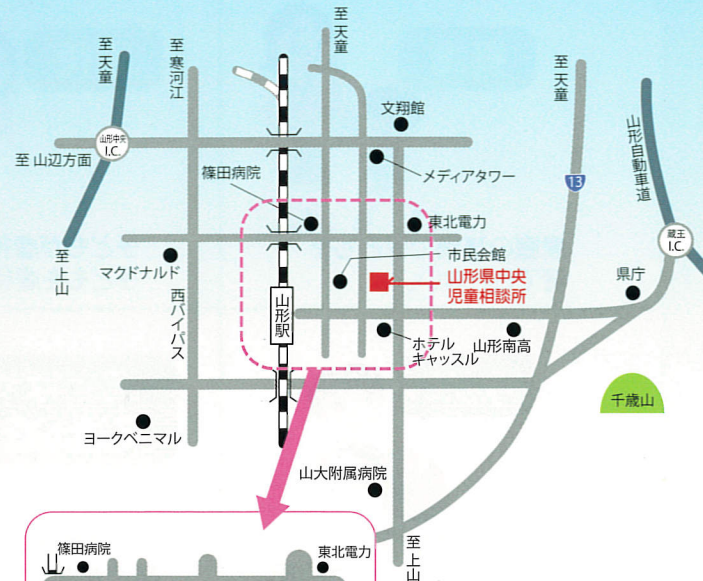
お電話ください。

山形県中央児童相談所  
023-627-1195

お住まいの市町村の担当課



## 案内図



山形県中央児童相談所  
(福祉相談センター)  
★村山保健所と同じ建物の  
2階です。

### 交通アクセス

- 山形駅から徒歩約10分
- 山交バス停保健所前すぐ
- 国道13号線あこやインターから約2.3km

ひとりひとりの  
笑顔のために



## 山形県中央児童相談所

〒990-0031 山形市十日町1丁目6番6号

TEL 023-627-1195

FAX 023-627-1114

最上駐在(最上総合支庁内) TEL 0233-29-1281

置賜駐在(置賜総合支庁内) TEL 0238-26-6032

山形県中央児童相談所



オレンジボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。



いち はや く

189

児童相談所  
全国共通  
3桁  
ダイヤル

## 児童相談所とは

18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに成長できるように援助を行います。

## 相談するには

まずは、お電話ください。  
内容によっては、来所していただき、詳しくお話をお伺いします。

### 相談時間

午前8時30分から午後5時15分まで  
(土日祝日・年末年始は休みです。)

## 相談費用などは

相談費用は無料です。

相談内容の秘密は守られます。

## こんな相談に応じます

### 養護



家庭の事情で子どもを育てられない。

### 虐待



子どもが虐待されている。  
子どもを虐待してしまう。

### 性格・行動の問題



おちつきがない。友達と遊べない。  
気になる癖がある。  
子どもの家庭内暴力。

### 障がい



知的障がいや自閉症、  
発達障がいではないか心配。  
身体障がいの相談。

### ことばや 発達の遅れ



ことばが遅い。  
発達が遅れているのでは  
ないか心配。

### 非行



万引き・盗み・乱暴などがひどく、  
困っている。

## こんな援助を行います

### 助言・指導

子どもや保護者、関係機関からお話を聞き、アドバイスします。  
必要に応じ、子どもの心理的な検査や精神科医師による診断を行います。

### 一時保護

子どもにとって必要と判断した時には、一時的に保護します。

### 児童福祉施設 里親委託

児童養護施設や障がい児施設・里親などへ入所措置・委託措置を行います。

### 療育手帳

知的障がいのある子どものための手帳です。心理的・医学的診断を行います。  
申請窓口は市町村です。

### 障がい児入所 受給者証

障がい児施設入所のために必要な受給者証を発行します。

### 里親登録

里親になりたい方の相談、制度説明、登録を行っています。里親になるためには登録が必要です。  
まずは児童相談所へご相談ください。

